

令和8年8月31日

南島原市長 相 川 武 利 様

南島原市サテライトオフィスに関する第三者委員会
委員長 弁護士 大田 真和



南島原市サテライトオフィスに関する第三者委員会の報告について

南島原市サテライトオフィスに関する第三者委員会条例第2条の南島原市サテライトオフィスに関する補助金の事務処理等に関して調査を終えたので、南島原市サテライトオフィスに関する第三者委員会条例第7条により、別添「南島原市サテライトオフィスに関する第三者委員会 報告書」のとおり報告する。